

## 平成 29 年度 第 1 回磐田市いじめ問題対策連絡協議会

1	日 時	平成 29 年 5 月 23 日 (火)	午後 2 時から午後 3 時 35 分
2	場 所	磐田市役所西庁舎	301-302 会議室
3	出席者	寺田 綾子	磐田市立豊田東小学校長
		土井 浩二	静岡地方法務局浜松支局総務課長
		鳥居 修平	磐田警察署生活安全課長
		上堀 勝子	磐田市人権擁護委員連絡協議会
		熊膳 直也	静西教育事務所指導主事
		高比良紀恵子	子育て支援課長
		加藤 計吾	児童青少年政策室長
		山本 敏治	学校教育課長
4	出席職員	教育長	教育支援グループ長 担当指導主事
5	傍 聴 人	0 人	

### ●教育長挨拶

#### ・村松教育長

お忙しい中、磐田市いじめ問題対策連絡協議会に参加していただき、ありがとうございます。いじめ防止対策推進法が施行され数年がたつわけですが、その中でこの連絡協議会と推進委員会の 2 つの会が立ち上がりました。それぞれ働きがありますが、今までそれが行われていなかったわけではありません。法に則って表面化したことであると思います。

磐田市いじめ防止対策推進条例の中で考えたいことがあります。横浜のいじめ、原発避難いじめ、道徳の教科書にもいじめが扱われていますが、マスコミや大人によって、いじめの定義が変わってしまっています。いじめではなくて犯罪になっているものもあります。いじめの本質とは何なのか、もう一度確認をしないとイケません。いじめを、犯罪か人権問題かの 2 種類に分けて考えることができると思います。人権に関わるものが多いです。大人の人権問題をそのまま子どもの中に反映しているケースが多いです。また恐喝であるにもかかわらず、いじめであると報道されているケースもあります。いじめという大きくりの言葉で語るのをおかしくなっています。「いじめを含む犯罪がありました」と明言する場合がありますが、いかがでしょうか。子どもであっても、犯罪を犯して罪を問われないということはありません。大人がしっかりと考えていかなければいけないことだと感じます。

いじめについて 6,000 人の調査を行いました。その中でいじめのベスト 4 は、「仲間はずれ」「陰で悪口」「嫌なことを直接言われた」「遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりした」です。これらはよくある内容です。小学校 3 年ではたたかれたり蹴られたりするものが特別に多いです。服を脱がされたりする性的嫌がらせが、一人で 11 回以上も受けた事例もありました。小 4 女子と小 6 男子が多くありました。よい面は、マイノリティや外国人に対するいじめの問題があまりありません。多文化共生を進めてきた成果だと思います。学校として反省しなければならない内容もあります。結論から言うと、「優しいだけではだめ」「親の言いなりになっているだけではだめ」ということです。いじめ

があったときに教員に相談するかどうかは、教員が優しいだけではなく、時には厳しく適切に関わっているどうか判断基準になっています。励ましたり、話を真剣に聞いたりとしてくれるだけでは、緊急事態の時には、子どもはあまりあてにしていけないと言うことです。大人としての強さが必要になります。保護者に対しても考えなければなりません。何でも受け入れようという態勢がありますが、大人の判断基準を与えることをしていかないといけないと思います。教育委員会にもいろいろな通報がありますが、通報した人が全てという対応が生まれてしまいます。線を引いたり振り分けたりすることをしていかなければなりません。既にやってくれていることもあります、見極めていかなければならないと思います。

連絡協議会の意味は何かというと、ことが起こる前にいろいろと連絡調整ができるのが一番だと思います。本日はよろしくお願ひします。

## ●協議

○これまでの経過と磐田市いじめ防止のための基本的な方針について

○いじめアンケートの結果について

○いじめの現状について

以上3点は、事務局から説明

○連携について

### ・人権擁護委員

毎年、悩みを相談する活動として、SOSミニレターを小中学生に行っています。10年以上続いていて、年々件数が増えています。昨年は148通あり、うち磐田は20通でした。人権擁護委員18名全員が返事を書きました。内容は、悩みの多くはいじめを訴えるものが多く、中身もいろいろですが、重いものがあつた場合には、法務局に救済に入ってもらい、学校にも連絡をしますが、それほど重いものはありませんでした。小学生では、12通にいじめの内容が含まれていました。女の子、3・4年生が多い傾向です。中学生は4通で少なめでしたが、しっかり受け止めていいアドバイスができたらいいと思つて取り組んでいます。

### ・子育て支援課長

児童虐待やDVについて対応していますが、日頃の学校や家庭での子どもたちの様子を見る機会がないので、家庭の状況を聞く中で様子を把握しています。児童虐待や子どもの発達を考えると、これまでは園や学校でと言われてきましたが、ここ数年は、妊娠期や乳児のときからかわることによって変わってくるのではないかと考えて、今年から「子育て世代包括支援センター」という形で、すべての妊婦さんの家庭の状況の聞き取りをすることに力を入れています。妊娠したときから、パートナーとの関係や家族の支援があるかどうかという情報は、出産後、乳幼児期、学童期に至るまで大きく影響します。円満な家庭環境で子育てがスタートできれば、そのまま大きく外れることなく子育てをしていけるのではないかと考えています。

### ・磐田警察署

子どもの前での夫婦喧嘩は心理的な虐待と捉え、児童相談所に通報し、環境の調整をお願いしています。暴力の連鎖、虐待の連鎖については以前から言われています。

心理的な虐待を受けているので、子どもはストレスを抱え、学校で発散しているのではないかと危惧しています。いじめ問題は、家庭環境も背景にあるのかということを見ても、総合的に見て解決にもっていかねばなりません。根本的な解決のためには、保護者が子どもを育てることに軸足を追かなければならないと感じています。

#### ・法務局

法務局は、人権擁護の観点からいじめ問題の解消に取り組んでいます。具体的には、市及び人権擁護委員協議会とネットワーク協議会を設立し、学校を通じて児童・生徒に各種啓発活動を行っています。SOSミニレターは、学校においても児童・生徒に対してアンケート等を実施していることを踏まえた上で、それでも自分の気持ちを伝えられない児童・生徒もいるのではないかと考えて行っているものです。SOSミニレターがあった場合の対応としては、まず身近に相談できる人がいないか確認し、相談が難しい場合には、法務局や人権擁護委員が解決に向けた対応を行っています。また、啓発活動として人権の花運動や人権教室を行っており、人権教室においては、人権作文の読み聞かせやソーシャルネットワーク等を使用する上での注意などを教えています。

#### ・静西教育事務所

直接児童生徒に話を聞く立場ではないので、市町の教育委員会からの情報で対応しています。静西教育事務所としては、例えば生徒指導研修会の中でいじめの定義に関すること、いじめの解消に関することなどを繰り返し話をすることで、実際に児童生徒に向かい合っている教員に意識を高くもってもらうことが一番だと思っています。情報を受けたら、一人で判断をしないで組織的に対応していくことが未然防止・早期対応につながると考えています。

#### ・児童青少年育成室

放課後児童クラブでは、1クラブあたり約35人の1～6年生と一緒に活動するという学校とは違う環境です。市内45クラブありますが、いじめという声は聞いていません。

健全育成については、地域での取組を地域づくり応援課がどうサポートしていくかも大きく関わります。地域では、いじめの実態や現状は把握しづらいこともあるし、定義も正しく理解されていない場合もあります。市の取組で言うと、ケータイ・スマホルールを作って啓発していますが、昨年、青少年健全育成連合会が中学生にアンケートをとったところ、知っているのは2割程度でした。8割は知らないという現状でした。しっかり浸透するような取組をしていかなければならないと思います。ルールを作った目的は、基本的な生活習慣を身に付けたり、いじめから子どもたちを守ったりするなどの心と体の成長を守っていくことです。地域でもしっかり理解してもらい、子どもたちを守る環境を整えていけたらと思っています。

#### ・学校代表

実態把握については、児童にアンケートをとったり、職員に児童を見る目を耕す話をしたりしています。

#### ・人権擁護委員

昨年ある自治会から大人を対象に人権講話の依頼がありました。その地域の学校からは、全学級で人権教室を実施してほしいという依頼があり、2年間行いました。学

校も地域の方も人権意識をもって進めていこうという気持ちを感じられ、ありがたく思いました。その後、交流センターからも人権教室の依頼もあり、地域でも人権意識が広がってきています。放課後児童クラブや幼稚園からも依頼が来ています。幅広い年齢層、地域から人権意識が高まってきています。

- ・磐田警察署

生活安全相談の中でいじめの相談は受け付けていますが、昨年度は相談はありませんでした。警察に相談となると、犯罪につながるいじめとなってしまいます。大きくくりで言うと、パワハラ、セクハラなどもいじめになります。ここで扱ういじめは学校内での人間関係の中です。

金銭の要求があれば恐喝になりますし、たたいたり殴ったりすれば暴行罪、傷害罪になります。警察の仕事は犯罪の予防・鎮圧・検挙です。被害者の方が被害申告までしないとなれば、注意・指導をしていきます。年齢的な括りもあり、14才未満であれば犯罪ではなく触法行為となり、警察で注意指導するか、児童相談所で対応するケースもあります。多くはそこまでいかない事例です。

- ・学校代表

保護者は、自分の子がいじめられている意識はもつのですが、自分の子がいじめているという意識はなかなかもちません。理解を得るのがなかなか難しいです。

- ・静西教育事務所

事務所にはあまり保護者からの連絡はありません。県教委から連絡があり、市町の教育委員会に知らせて調べてもらうことはあります。

- ・子育て支援課

子ども相談室があり、直接でも電話でも受け付けています。保護者からはありますが、子どもから連絡があることはまずありません。子どもにとっては、学校や親が一番身近な窓口になると思うので、そこで何かしらのSOSが出せないと、全く知らない機関へSOSを出すのは難しいと感じます。

- ・学校教育課長

核家族が多くなって、地域とのつながりも希薄になり、大人の背中を見て育つ機会が少なくなっています。全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがある」という質問項目で、磐田の子どもたちは全国・県よりも高くなっています。「先生方がよいところを認めてくれるか」でも高くなっています。身近に信頼できる大人がいる環境がもっともっとできると思います。本市では、小中一貫教育の中で人とのつながりをつくったり、コミュニティ・スクールで地域の方に学校に入ってもらったりして、人とのかかわりを大切にしています。今後もかかわりを大切にしたい教育を進めていきたいと思っています。

- ・人権擁護委員

今の子どもたちがすぐに暴力を振るう子が多いのは、親がスマホを見ていて、親子の会話が少ないからではないでしょうか。そのせいで、語いや表現力が乏しく、伝えたいことがうまく伝えられずに手が出てしまうのではないのでしょうか。もっと親子の会話が多くなるように啓発してほしいと思います。

・教育長

いじめの定義をもう一度おさえましょう。いじめは自分の心の中にあるということを意識しなければいけません。いじめの定義を連絡すれば、それで伝えたということにはなりません。子どもに対してもっと真剣に伝えなければなりません。妊婦の教育が原点です。子どもの家庭環境という背景をしっかりと見なければなりません。地域づくり・家庭づくりが原点です。いじめの問題はほとんどが人権意識です。学校では一人で判断しないで大きいビジョンで見ないとはいけません。マスコミには現象論だけで取り上げられます。子どもに対して素直にがんばらないといけませんね。

いじめ対策は今後ずっと続いていくものです。連携を密にして、何かあれば情報を入れていただければ、各方面に連絡を取りながらどう対応したらよいか考えていきたいと思います。